

広情個審第53号

平成29年3月28日

広島市長 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 大久保 隆志

存否応答拒否決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成26年12月11日付け広人人第217号及び広人人第219号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第35、36号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

- ① 平成26年12月11日付け広人人第217号の諮問事案（諮問第35号事案）
平成26年10月28日付けの保有個人情報開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年11月11日付け広人人第189号で行った存否応答拒否決定に対する同月14日付け異議申立て
- ② 平成26年12月11日付け広人人第219号の諮問事案（諮問第36号事案）
平成26年10月28日付けの保有個人情報開示請求に対し、実施機関が同年11月11日付け広人人第190号で行った存否応答拒否決定に対する同月14日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関が、上記2件の個人情報開示請求（以下「本件開示請求」といい、本件開示請求の対象とした保有個人情報を「本件請求対象保有個人情報」という。）に対し、その存否の情報（以下「本件存否情報」という。）を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は妥当です。

2 異議申立ての内容

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりです。

(1) 異議申立ての趣旨

保有個人情報の開示を求める。

(2) 異議申立ての理由

保有個人情報の存否を明らかにしない理由に挙げられた広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）第11条第2号について、これは除外規定中の「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」にあたるもので理由がない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書の主張を要約すると、次のとおりです。

条例第11条第2号の規定により、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」については、不開示情報とされており、その例外の一つとして、同号エに「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」と定められている。

申立人は、自らが開示請求した職員の処分関係書類が、条例第11条第2号エの例外規定に該当するなど主張しているが、職員個人が処分を受けたかどうか等については、当該職員の身分取扱い上の処遇に関する情報であり、よってその関係書類及び関係書類の存否に関する情報は、公務員の職務の遂行に係る情報とはいえ、当該例外規定には該当しない。

4. 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

(1) 審議の併合について

諮問第35号及び第36号については、異議申立人が同一であること及び異議申立ての趣旨が同様であることから、当審査会は、これらを併合して審議することとしました。

(2) 条例第11条第2号該当性について

ア 条例第11条第2号の定めについて

条例第11条第2号本文は、「開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報として規定しています。

「個人に関する情報」(以下「個人情報」という。)とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の全ての

情報を意味しているものと解され、特定の職員に関する懲戒処分等の情報は、実際に行われた処分の内容のほか、処分の要否が検討されたか否かという情報も含め、特定の職員個人に関する事実、評価等に関する情報であることから、個人情報に当たります。

また、同号ただし書において、「ア 法令の規定により開示請求者が閲覧することができることとされている情報」、「イ 開示することについて、当該個人が同意していると認められる情報」、「ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「エ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定しています。

イ 本件不開示部分の条例第11条第2号該当性について

本件開示請求において、申立人は、特定の職員の懲戒処分関係書類の開示を求めていることから、本件請求対象保有個人情報は、特定の職員に関する懲戒処分等に関係する一切の公文書ということになります。そうすると、本件存否情報を明らかにすることは、実際に行われた処分の内容のほか、処分の要否が検討されたか否かという情報も含め、その特定の職員に関する懲戒処分等の情報（以下「本件情報」ともいう。）を明らかにすることになります。そして、本件情報は、申立人以外の個人に関する情報であって、氏名により特定されていることから、「特定の個人を識別することができるもの」に当たるとも明らかです。

したがって、本件存否情報を明らかにすることにより明らかとなる本件情報は、条例第11条第2号本文に該当します。

次に、同号ただし書該当性について検討すると、本件情報、すなわち、特定の職員に関する懲戒処分等の情報は、当該職員の人事管理情報であり、職務を遂行する場合の当該活動と直接の関連を有する情報ではないというべきですから、本件職員の「職務の遂行に係る情報」ということはできません。したがって、本件情報は同号ただし書エには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ア、イ及びウのいずれにも該当しないものと認められます。

ウ 以上によれば、本件情報は、条例第11条第2号の不開示情報に該当するところ、本件請求対象保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報である本件情報を開示することになりますから、条例第14条により、本件請求対象保有個人情報の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否することができるとい

うべきです。

なお、申立人は、処分の対象者の氏名及び違反事実を承知しているから、個人情報保護を保護する理由がない旨主張しています。しかし、条例は、開示又は不開示の判断に当たって、開示請求者が開示請求者以外の個人に関する情報を知っているかなどの個別的事情は考慮しないと解されることから、申立人の主張は、前記の判断を左右するものではありません。

(4) まとめ

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
26. 12. 11	広人人第217号の諮問を受理（諮問第35号で受理） 広人人第219号の諮問を受理（諮問第36号で受理）
28. 7. 29 （第1回審査会）	第1部会で審議
28. 9. 1 （第2回審査会）	第1部会で審議
28. 9. 20 （第3回審査会）	第1部会で審議
28. 9. 20 （第4回審査会）	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
佐田尾 信 作	中国新聞社論説主幹
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授